

「安全管理者選任時研修」のご案内

(一般社団) 鳥取県労働基準協会中部支部

労働安全衛生法第11条の規定により、労働者50人以上の一定業種にあつては、安全管理者の選任が義務付けられております。(別紙「参考」を参照)

また、労働安全衛生規則第5条により安全管理者の資格要件として、実務経験に加えて「厚生労働大臣が定める研修(安全管理者選任時研修)」を修了していることが義務付けられております。

つきましては、下記により標記研修会を開催することと致しましたので、多数の方が受講されますよう記

1. 開催日時 令和5年10月11日(水) 9:00~16:00(受付8:45から)
10月12日(木) 9:00~14:00 の2日間
2. 場 所 伯耆しあわせの郷(倉吉市小田458)
3. 受講料 労働基準協会員(東部・中部・西部支部を含む) 15,000円(テキスト代、税込)
上記以外 17,000円(テキスト代、税込)
4. 研修日程 別紙1「研修日程」のとおり
5. 申込方法 **令和5年10月3日(火)**までに、別紙2「受講申込書」により、郵送又はFax(0858-22-9054)で当協会中部支部へお申し込み下さい。
受講料は申込み締切日までに、ご持参、現金書留又は銀行振込によりお支払い願います。

口座番号 鳥取銀行倉吉支店(普) 0207231 名義人 (一社) 鳥取県労働基準協会中部支部
--

6. 定員 40名(定員に達し次第、募集を締め切ります。)
7. その他
 - (1) 研修の終了後に修了テストを実施します。合格者には、後日「安全管理者選任時研修修了」を交付します。
 - (2) 受講者への受講票は発行しませんので、開始時刻までに会場にお出下さい。
 - (3) 当協会発行の特別教育等受講者記録(受講証)をお持ちの事業場は、受講者に持参させ受付の際に提出して下さい。
 - (4) 受講申込み後の取消し(欠席を含む)は、10月3日(火)までに連絡があった場合を除き、受講料はお返しできませんので、ご了承下さい。
 - (5) 受講者の健康の確保や新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点から、体調不良や発熱等の風邪症状が見られる場合には、受講を控えて頂くようお願いいたします。また、会場にはアルコール消毒を用意していますので入場時(休憩後の再入場も含む)ご使用下さい。
 - (6) 申込み・問合せ先

(〒682-0811) 倉吉市上灘町115-1 (有)河崎組3F

(一般社団) 鳥取県労働基準協会中部支部

Te l ・ F a x 兼用 (0 8 5 8 - 2 2 - 9 0 5 4)

(研 修 日 程)

日 時		科 目	時間	講 師
10 月 11 日 (水)	9 : 00 ~12 : 00	【安全管理】 ①企業経営と安全 ②安全管理者の役割と職務 ③総合的な安全衛生管理の進め方 ④安全活動 ⑤労働災害の原因の調査と再発防止対策	3	労働安全コンサルタント 労働衛生コンサルタント 高野雅弘氏
	12 : 00 ~13 : 00	(休 憩)		
	13 : 00 ~16 : 00	【危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等】 ①労働安全衛生マネジメントシステム ②リスクアセスメントの基本と実施方法 ③リスクアセスメントに基づく機械設備の安全化について ④リスクアセスメントに基づく化学物質管理	3	
10 月 12 日 (木)	9 : 00 ~10 : 30	【安全教育】 ①安全教育の実施計画の作成 ②安全教育の方法 ③作業標準・作業手順書の作成と周知	1.5	
	10 : 30 ~12 : 00	【関係法令】 ①労働安全衛生法の概要 ②労働者派遣法の概要 ③主要関係法令一覧	1.5	
	12 : 00 ~13 : 00	(休 憩)		
	13 : 00 ~14 : 00	【修了テスト】	1	

安全管理者等の選任区分

業種	規模				
	10人 ～49人	50人 ～99人	100人 ～299人	300人 ～999人	1,000人以上
林業、鉱業、建設業 運送業、清掃業	安全衛生 推進者	安全管理者 衛生管理者 産業医	総括安全衛生管理者 安全管理者 衛生管理者 産業医		
製造業（物の加工業を含む） 通信業、電気業、ガス業、 熱供給業、水道業、自動 車整備業、機械修理業、 各種商品卸小売業、家具・ 建具・什器卸小売業、 旅館業、ゴルフ場業		安全管理者 衛生管理者 産業医	総括安全衛生管理者 安全管理者 衛生管理者 産業医		
その他の業種	衛生推進者	衛生管理者 産業医			総括安全衛生管理者 衛生管理者 産業医

安全管理者の資格要件と選任届の添付書類

資格要件	添付書類
安全管理者選任時研修を修了し、次のいずれかの実務経験のある者	修了証の写し
(1) 学校教育法による大学又は高等専門学校における理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後2年以上産業安全の実務に従事した経験を有する者	①卒業証明書又は卒業証書の写し ②事業者証明
(2) 学校教育法による高等学校又は中等学校における理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後4年以上産業安全の実務に従事した経験を有する者	同上
(3) 学校教育法による大学又は高等専門学校における理科系統以外の課程を修めて卒業した者で、その後4年以上産業安全の実務に従事した経験を有する者	同上
(4) 学校教育法による高等学校又は中等学校における理科系統以外の課程を修めて卒業した者で、その後6年以上産業安全の実務に従事した経験を有する者	同上
(5) その他の者で、7年以上産業安全の実務に従事した経験を有する者	事業者証明書

「安全管理者選任時研修」受講申込書

		※受付番号	
(※印欄には、記入しないこと。)			
フリガナ		※修了証番号	
氏名			
生年月日	昭和・平成 年 月 日	※交付年月日	
現住所	(連絡先の電話番号) (- -)		
所属事業場名			
同上所在地			
備考			

(注) 受講者が複数の場合は、コピーして受講者ごとに提出して下さい。

(★ この欄にも、ご記入願います。)

<p>(1) ①鳥取県労働基準協会の会員(東部・中部・西部の各支部を含む。) ②鳥取県労働基準協会には、加入していない。 (いずれかに○印をして下さい。)</p> <p>(2) 受講者数(名)、受講料 計(円)</p> <p>(3) 支払方法(持参・現金書留・銀行振込)(いずれかに○印をして下さい。)</p>

(受講申込書の記載事項は、修了証の発行以外には使用しません。)